

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(診療報酬の請求、支払等) 第六十五条 (略) 2 前項の場合において、市町村等は、当該指定自立支援医療機関等に対し、都道府県知事が当該指定自立支援医療機関等の所在地の都道府県の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構事務所に置かれた審査委員会、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織、高齢者医療確保法に定める後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。 3 (略)	(診療報酬の請求、支払等) 第六十五条 (略) 2 前項の場合において、市町村等は、当該指定自立支援医療機関等に対し、都道府県知事が当該指定自立支援医療機関等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織、高齢者医療確保法に定める後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。 3 (略)

附 則
この命令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

省

令

○総務省令第百十四号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）及び医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第四条第一項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和八年九月三十日
総務大臣 藤井比早之

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第二条の二 削除	(令第二条第一項第七号口の総務省令で定めるもの) 第二条の二 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」という。）第二条第一項第七号口の総務省令で定めるものは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号口の総務省令で定める最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとする。 (令第二条第一項第七号ハの総務省令で定める者) 第二条の二 令第二条第一項第七号ハの総務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。 (令第四十二条第一項第十一号ハの総務省令で定める者) 第二条の九 令第四十二条第一項第十一号ハの総務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。

(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等に委託する事務)
第二条の十 [略]

[2・3 略]

附則

(令附則第四条第一項の総務省令で定めるもの)

第八条 令附則第四条第一項の総務省令で定めるものは、健康保険法附則第八条の三の二第一項に規定する最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

第九条 前条の規定は、令附則第五条において令附則第四条の規定を準用する場合について準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○法務省令第五十号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

法務大臣 山下 貴司

改

正

後

(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)

第二条 法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

[一〕三 略]

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ [略]

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
〔1〕〔6〕 略
(7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第五十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

2 [略]
〔ハ〕ワ 略
〔五〕十三 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

(社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務)

第二条の十 [同上]

[2・3 同上]

附則

[新設]

[新設]

改

正

前

(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)

第二条 法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

[一〕三 同上]

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ [同上]

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
〔1〕〔6〕 同上
(7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

2 [同上]
〔ハ〕ワ 同上
〔五〕十三 同上